七　労働者災害補償保険法第二十条の八第一項の規定により支給される複数事業労働者傷病年金	（新設）
八～十三　（略）	四～九　（略）
十四　労働者災害補償保険法第六十条の三第一項の規定により支給される複数事業労働者障害年金前払一時金	（新設）
十五　労働者災害補償保険法第六十条の四第一項の規定により支給される複数事業労働者遺族年金前払一時金	（新設）
十六・十七　（略）	十・十一　（略）
2～8　（略）	2～8　（略）

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第一条第一項第五号の厚生労働省令で定める給付）	（令第一条第一項第五号の厚生労働省令で定める給付）
第八条　令第一条第一項第五号の厚生労働省令で定める給付は、次に掲げるものとする。	**第八条**　令第一条第一項第五号の厚生労働省令で定める給付は、次に掲げるものとする。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付、複数事業労働者障害給付及び障害給付	九　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付
十～十二　（略）	十～十二　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定は、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第七条第一項第二号に規定する要因により、この省令の施行の日以後に発生する負傷、疾病、障害又は死亡に対する同号に掲げる保険給付について適用する。

2　前項に定めるもののほか、この省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定は、この省令の施行の日以後に発生する負傷、疾病、障害又は死亡に対する労災保険法第七条第一項第一号及び第三号に掲げる保険給付について適用し、この省令の施行の日前に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に対するこれらの規定に掲げる保険給付については、なお従前の例による。

3　第七条の規定による改正後の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「発生する負傷、疾病、障害又は死亡」とあるのは「発生する負傷又は疾病（雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）附則第二十一条の規定による改正後の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下この項において「改正後整備法」という。）第十八条第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定により、この省令の施行の日前に発生した負傷又は疾病がこの省令の施行の日以後に発生したものとみなされる場合を除く。）」と、「発生した負傷、疾病、障害又は死亡」とあるのは「発生した負傷又は疾病（改正後整備法第十八条第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定により、この省令の施行の日前に発生した負傷又は疾病がこの省令の施行の日以後に発生したものとみなされる場合を含む。）」とする。

4　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

5　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「第十八条の七第二項」を「第十八条の七第三項」に改める。